

農地売買事業を活用して、
経営規模の拡大や
農地の集積を図りましょう!



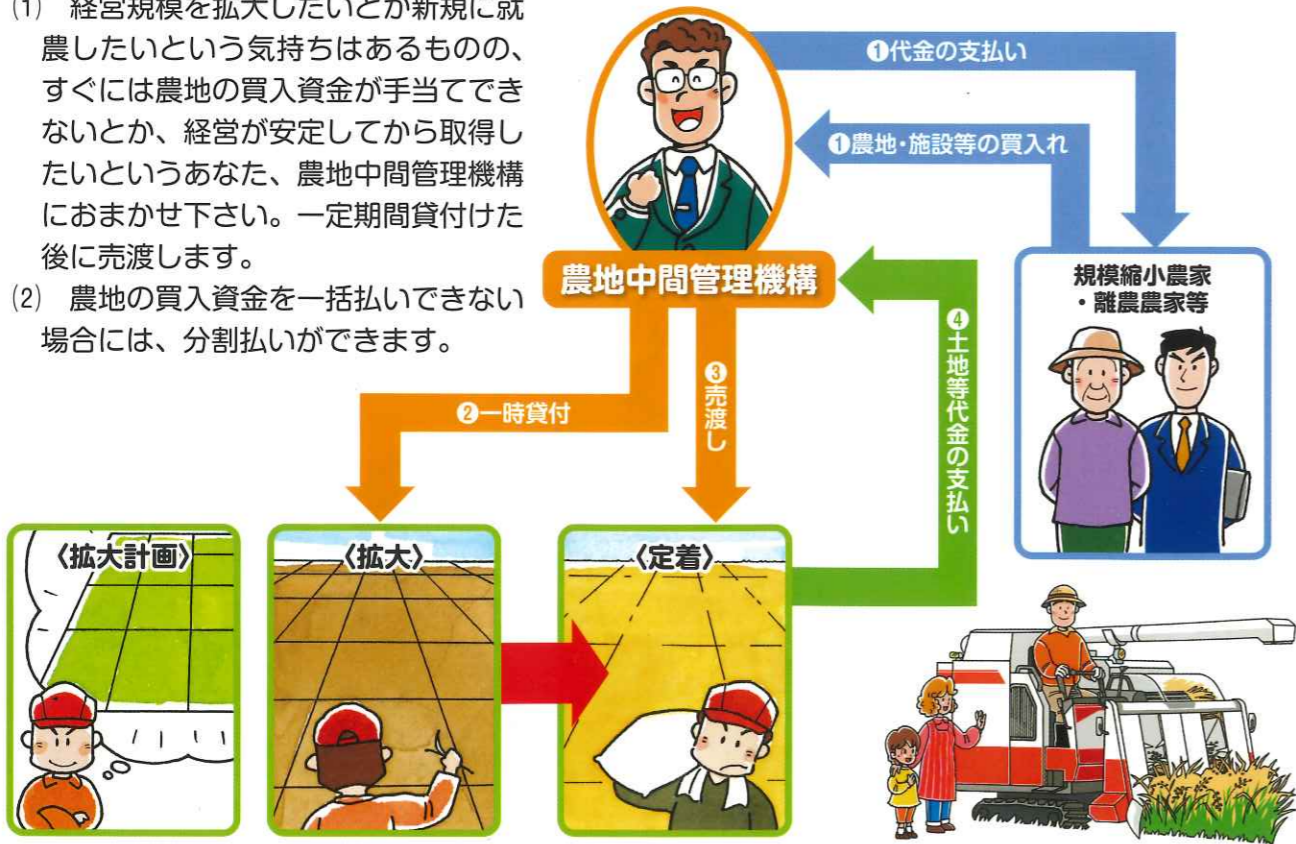
農地売買事業 (農地の売り買い)

- (1) 農地の取引には、契約書の作成、登記手続き、農地法の許可 (又は、農用地利用集積計画の公告) が必要のため、通常の不動産取引以上に、事務手続きに手間暇がかかります。そんなときは、農地中間管理機構におまかせ下さい。
- (2) 出し手 (地主) には、農地中間管理機構がすぐに土地代金を支払います。

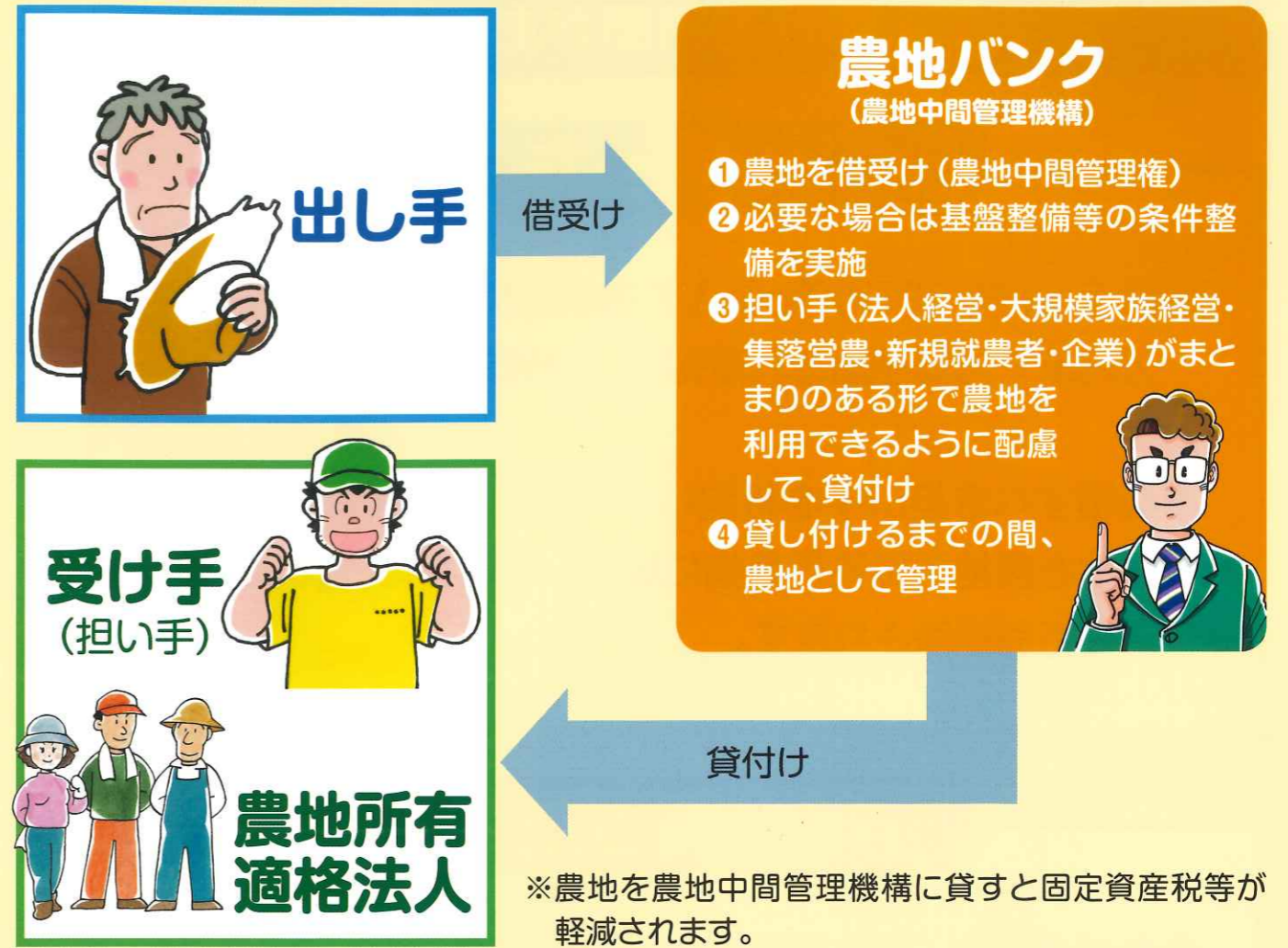


一時貸付けした後に売渡す事業もあります

- (1) 経営規模を拡大したいとか新規に就農したいという気持ちはあるものの、すぐには農地の買入資金が手当てできないとか、経営が安定してから取得したいというあなた、農地中間管理機構におまかせ下さい。一定期間貸付けた後に売渡します。
- (2) 農地の買入資金を一括払いできない場合には、分割払いができます。



○ 農地の貸し借りの事業 (農地中間管理事業) も活用できます



○ その他次の事業も活用できます

1 農地所有適格法人出資育成事業

農業経営改善計画の認定を受けた農地所有適格法人に、農地売買等事業で買入れた農地を現物出資し、自己資本充実と経営規模拡大を支援します。

2 農地売渡信託事業

農用地等を売渡すことを目的とする信託の引受けを行います。

3 研修等事業

農地中間管理機構が保有している農地で、新規就農希望者に対する技術・経営指導等の研修が行えます。

※上記事業については実施していない農地中間管理機構もありますので、機構にご確認ください。

農地を売った方や農地を買った方には 税制上の優遇措置があります

農地を売った方

- 譲渡所得が800万円、買入協議制度による場合は1,500万円まで特別控除され所得税が軽減されます。
- 集積すべき担い手を特定した農用地利用規程に基づき農地を農地中間管理機構に譲渡した場合に、2,000万円まで特別控除されます。

農地を買った方

- 登録免許税(所有権移転登記)が10/1,000(R3.3.31まで)に軽減されます。(一般20/1,000)
- 不動産取得税が取得価格の1/3相当額控除されます。

※農地を売ったり、貸したりせずにしていて、農地が遊休化すると固定資産税等が高くなる場合があります。



●お問い合わせ先

公益財団法人 群馬県農業公社

〒371-0852 群馬県前橋市総社町総社2326-2(群馬県蚕糸技術センター内)

TEL: 027-251-1220 FAX: 027-251-0677